

平成25年第2回臨時会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成25年4月25日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室



# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時

平成25年4月25日（木曜日） 午前11時08分～午前11時35分

---

会 場

大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

2番 佐藤文子	10番 富岡喜芳	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	22番 本間輝男	25番 橋村誠
30番 鎌田正		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	総務部部長待遇兼財政課長：佐藤芳彦
議会事務局長：木村喜代美	神岡支所長：伊藤利之
西仙北支所長：今野幸宏	中仙支所長：皆川 貢
協和支所長：武田春樹	南外支所長：伊藤敏夫
仙北支所長：竹内徳幸	太田支所長：草薨 均
総務部次長兼防災管理官：郡山茂	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
会計管理者：柴田敬史	監査委員事務局次長待遇兼事務局長：佐藤智弘
総務課長：伊藤義之	秘書課長：富樫公誠
契約検査課長：久保江信晴	管財課長：舛屋博之
総合防災課長：進藤 久	選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄

---

市民部長：山谷勝志	次長兼国保年金課長：小野地淳司
環境交通安全課長：平 寛二	市民課長：小田原大造
消費生活相談室長：西村とも子	

---

議会事務局職員出席者

参事 伊 藤 雅 裕

---

審議案件

- 第 1 報告第 2 号 専決処分報告について（平成 2 4 年大仙市一般会計補正予算（第 1 2 号））
  - 第 2 報告第 5 号 専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）
  - 第 3 報告第 6 号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
-

午前 11 時 08 分 開会

○委員長（渡邊秀俊） おはようございます。

会議に先立ちまして、平成 25 年度の定期人事異動で職員の異動がありましたので、当局から出席職員の紹介をお願いいたします。

はじめに総務部関連の出席職員の紹介をお願いします。

（元吉総務部長から順次 自己紹介する。）

○委員長（渡邊秀俊） 次に市民部、お願いします。

（山谷市民部長から順次 自己紹介する。）

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の本会議において、当委員会に付託されました事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

始めに、元吉総務部長から、ごあいさつをお願いいたします。

○総務部長（元吉峯夫） おはようございます。

本日の総務民生常任委員会でご審議をいただく案件でございますけれども、平成 24 年度大仙市一般会計補正予算（第 12 号）、大仙市税条例の一部改正及び国民健康保険税条例の一部改正のいずれも専決処分報告 3 件でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございます。

それでは、これより審査いたします。

なお、説明は座ったままで結構であります。

はじめに、報告第 2 号、専決処分報告について、「平成 24 年度大仙市一般会計補正予算（第 12 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） それでは報告第 2 号、平成 24 年度大仙市一般会計補正予算（第 12 号）」総合防災課所管の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

お手元の資料№.2、「平成24年度大仙市補正予算書」の17ページと資料№.2-1の主な事業の説明書の1ページをお開き願います。

これは9款1項1目51事業、「大曲仙北広域市町村圏組合負担金」の人件費等減額による負担金額の変更に伴う956万5千円の減額補正であります。補正前の額は14億2,414万円でありましたが、補正後の額として14億1,457万5千円となるものであります。

事業の概要であります、「大曲仙北広域市町村圏組合負担金」において、共済組合費負担率の確定等に伴いまして、負担金支払額を減額するものであります。内訳といたしましては、広域消防職員259名分の共済費、短期経理、長期経理の負担率が確定したものと、住居、通勤、休日勤務手当等の職員手当の減によるものであります。

補正額の財源内訳であります、一般財源であります。

次に「補正予算書」の11ページをお開き頂きます。

歳入の17款1項3目、民生費寄付金1万7千円の補正額の中の5千円でございますけれども、精巧堂印刷所内の「ゆきんこカード」事務局からの寄付金がございます、これによりまして、歳出3款5項1目10事業「東日本大震災被災地・被災者支援事業費」の財源振替を行うものでございます。財源の内訳の欄でございますが、特定財源のその他に5千円を増やし、一般財源から5千円を減じるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございました。

説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、報告第5号、専決処分報告について、「大仙市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤総務部次長兼税務課長。

○税務課長（佐藤哲男） それではご説明させていただきます。

資料のNo.1、4ページからとなっております。

報告第5号、専決処分報告について、でございます。

6ページをお願いいたします。

大仙市条例第22号、大仙市税条例の一部を改正する条例、平成25年3月31日公布してございます。

大仙市税条例の一部を次のように改正するとしてございます。

このことにつきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日公布され、一部を除き平成25年4月1日から施行されることに伴い、大仙市税条例の一部を改正する必要がございましたけれども、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたことから、同条3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容についてご説明申し上げます。第34条の7につきましては、復興特別所得税の創設に伴い、都道府県又は市町村に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年までの各年度に限り、特例控除の算定に用いる所得税の限界税率に、復興特別所得税率を乗じて得た率を加算するとしてございます。

次に第54条及び第131条につきましては、これは固定資産税の納税義務者或いは特別土地保有税の納税義務者についての規制でございます。

この規定中、独立行政法人森林総合研究所等の事業の施行に伴い、仮換地に係る固定資産税については、非課税措置とされていた特例に関する規定が廃止されたことにより、所定の改正としております。

附則第3条の2につきましては、延滞金の割合について規定しておりますが、この延滞金について本則で、納期限の翌日から1月を経過するまでは7.3%、納期限から1月を経過後は14.6%としてございます。

附則では、この1月を経過するまでの7.3%の割合を特例基準割合が7.3%に満たない場合には、特例基準割合とするとしておりますけれども、改正後は特例基準割合に1%を加算した割合とする、としてございます。

また、1月を経過後にあっては、特例基準額に7.3%を加算した割合とするとしており、延滞金の特例について1月を経過するものの特例も追加してございます。

次に附則第4条につきましては、法人に係る市民税について、納期限の延長があった場合の延滞金の割合は、各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合には、特例基準割合とするとしてございます。

なおこの改正により26年からの延滞金につきましては、納期限後、1月以内のものが4.3%から3%、納期限後1月を超えるものは14.6%から9.3%と見込んでございます。

次に附則第4条の2につきましては、公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、特例の適用を受けた財産等を有する公益法人が、当該財産等を他の幼稚園又は保育所等を設置しようとする公益法人に贈与する場合は、当該特例を受ける公益法人等とみなすことを加えてございます。

次に附則第7条の3については、個人の住民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長し、それに伴い当該特別控除適用期限についても、平成39年度まで延長しようとするものでございます。

附則第7条の4につきましては、所得割の納税義務者が寄附金税額控除の適用を受けるもので、上場株式配当所得或いは土地の譲渡所得等を有する際の特例控除の算定にあっても、附則34条の7と同様に特例控除に復興特別所得税分を加算するとしたものでございます。

附則第10条の2につきましては、都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫ということで、大仙市では該当ございませんが、これにつきまして、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された協定倉庫に係る固定資産税を3分の2に軽減するとして、第3項を加えてございます。

附則第17条の2につきましては、租税特別措置法の改正による所用の改正となっております。

次に附則第24条の2につきましては、所得割の市民税についての適用を受けられる譲渡期間の期限について、東日本大震災により滅失した居住用財産については当該譲渡

期限を7年とした特例について、当該居住要家屋が滅失等をして居住の用に供することが出来なくなった者の相続人についても適用するとして、第1項を加えたほか、地方税法の改正による所用の改正となっております。

附則第25条につきましては、地方税法の改正に伴う、所用の改正となっております。

次に附則でございますが、第1条につきましては、この条例は平成25年4月1日から施行するとしておりますが、市民税の所得割の特例に関する改正規定のうち、住宅借入金に係る市民税の所得割の特例以外の改正規定及び延滞金に係る改正規定の施行日は平成26年1月1日とし、住宅借入金に係る市民税の所得割の特例に関する改正規定の施行日にあつては、平成27年1月1日としてございます。

なお、第2条につきましては、平成25年中の延滞金については、改正前とするとしてございます。

また、第3条第1項につきましては、公益法人に係る市民税の課税の特例につきましては、平成25年度分は従前の例によるとしてございます。

また、第3条第2項につきましては、東日本大震災による被災居住用財産の譲渡期限の延長に係る市民税の所得割の特例につきましては、平成25年1月1日以後に行う土地等の譲渡から適用するとしてございます。

第3条第3項につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金の特別控除の延長の特例につきまして、平成26年度までは従前とするものでございます。

また、第4条第1項につきましては、平成24年度分までの改正前の固定資産税に関する規定は従前どおり、或いは第4条第2項につきましては、管理協定に係る協定倉庫に係るものにつきましては、平成26年度以後の年度分の固定資産税に適用するとしてございます。

第4条第3項につきましては、耐震改修に要した経費が30万円以上の工事が固定資産税の減額の対象としていたものが、この度、地方税法の改正により50万円を超えるものとされております。これが平成25年4月1日から施行されることに伴い、当該施行前に改修の契約を締結した30万円以上50万円以下の改修工事については、経過措置として提出する書類に契約をした日を証する書類を加えるとしてございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございました。

説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、報告第6号、専決処分報告について、「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

佐藤総務部次長兼税務課長。

○税務課長（佐藤哲男） それではご説明させていただきます。

同じく資料No.1の11ページからとなっております。

報告第6号、専決処分報告について、でございます。

13ページをお願いいたします。

大仙市条例第23号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これにつきましても平成25年3月31日公布しております。

大仙市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するとしてございます。

このことにつきましても、地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日公布され、一部を除き平成25年4月1日から施行されたことに伴い、大仙市国民健康保険条例の一部を改正する必要がありましたが、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の内容についてご説明申し上げます。

第5条につきましては、国民健康保険の世帯別平等割額についての規定となっておりますけれども、国民健康保険から後期高齢者医療への移行に伴い、国保の単身世帯になった世帯の平等割を5年間、2分の1軽減することに加え、移行後6年目から8年目までは4分の1を軽減し、20,925円とすることとして第3号を加えてございます。

また、第7条につきましては、後期高齢者支援金等課税額についても第5条と同様に、5年間2分の1を軽減することに加えまして、移行後6年目から8年目までは4分の1を軽減し、6,075円とすることとして第3号を加えてございます。

次に第23条につきましては、いわゆる7割、5割、2割軽減について規定してございます。この軽減されている世帯についても同様に、国保の単身世帯になった世帯についての2分の1の軽減に加えまして、4分の1を軽減するとして各規定中に（ウ）を加えて減額する額を規定してございます。

附則第18項につきましては、国民健康保険税の課税の際の所得についての特例について規定してございます。東日本大震災により居住用家屋が滅失した際の譲渡期限の特例について、法附則の引用により相続人にも適用されるとしたものと及び地方税法の改正による所要の改正としてございます。

次に附則施行期日としておりますけれども、この条例は平成25年4月1日から施行し、平成25年度分からの国民健康保険税から適用するとしてございます。

また、附則第18項の規定につきましては、平成26年1月1日から施行するとしてございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございました。

説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 改正内容の説明は受けましたけれども、改正内容がなかなか理解しにくい部分があるんですけれども、いわゆる後期高齢制度になってから5年になりますけれども、これまでの5年間の国保から後期高齢に移行した方と同一世帯の平等割りの軽減というふうに理解して良いのですか。

○税務課長（佐藤哲男） これにつきましては、今議員がおっしゃったように、5年になる訳ですけれども、今の規定については、後期高齢者の法律が施行されてから5年といったような規定になってございます。それで今回については、これだけですと今後5年間で、今後受けられない世帯があると見込まれると、法律の規定上、見込まれるということで、今後も後期高齢者へ以降した方の国保の単身世帯については、5年間、2分の1を軽減して、それに加えて6年から8年目まではさらにその2分の1の減額したあとに、また4分の1を減額するといった規定内容になってございます。

○委員（佐藤文子） そうすると、これからというふうなことですか。

○税務課長（佐藤哲男） はい。6年目から8年目については、今、新しく加えた規定で軽減になってございます。

○委員（佐藤文子） 大体、こういう事例は、かなり多いということですか。試算されておりますか。件数とか。

○税務課長（佐藤哲男） 件数まではちょっとできてませんが、仮にこれが施行された場合、25年3月31日現在の軽減見込み額になりますけれども、2分の1の軽減については、年間2千万円ほどになっております。それで4分の1軽減については約1千万円ほどになってございますけれども、あくまでも3月31日現在ですので、今後まづ保険者の年齢構成によっても違ってくると思います。

○委員（佐藤文子） そうですか、わかりました。

これまでの5年間分は対象になるのかどうか、そこがちょっと理解に苦しむ所ですが。

○税務課長（佐藤哲男） これまでは、2分の1の軽減はこれまでもなっております。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、当委員会に付託された事件の審査は全て終了いたしました。

（「休憩願いたい」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） それでは、閉会前に暫時、休憩いたします。

---

（休憩 午前 11 時 31 分～午前 11 時 34 分）

---

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。

以上で、当委員会に付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。  
どうもご苦勞さまでした。

午前 11 時 35 分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成25年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊